

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、A所在のB会社に雇用され、ビル設備管理業務に従事していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、水道メーター検針時に鉄製の蓋を閉じようとして、蓋が穴に落ちそうになったため、それを回避するべく両手で引き戻したところ、その反動で後方に転倒し、負傷した。請求人は、同月〇日、C所在のD医院に受診し、「左膝関節半月板損傷」（以下「本件傷病」という。）と診断され、本件傷病は業務上の事由によるものであると認められた。その後、請求人は、同年〇月〇日、E所在のF鍼灸院に受診し、療養を継続した。
- 3 本件は、請求人が療養補償給付（移送費）を請求したところ、監督署長がこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として再審査請求に及んだ。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

請求人の通院に係る療養補償給付（移送費）について、これを支給しないとした監督署長の処分が妥当であると認められるか。

第5 審査資料

（略）

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

（略）

2 当審査会の判断

(1) 労災保険法第13条第2項第6号所定の「移送」として療養上相当と認められる療養の範囲について、厚生労働省労働基準局長は、「移送の取扱いについて」（昭和37年9月18日付け基発第951号。平成20年10月30日付け基発第1030001号により一部改正。以下「通達」という。）を发出しているところ、当審査会としても通達は妥当なものとする。

(2) そこで、本件について、通達に基づいて検討したが、決定書理由に説示するとおり、請求人が居住するC内及び平成〇年〇月から同年〇月までの間の請求人の勤務地であったG内には、労災指名を受けている鍼灸院が複数存在することが認められ、また、HはC及びGに隣接していないことから、H内に所在するF鍼灸院が上記の通達の定める要件を満たさないことは明らかである。

請求人は、著名でかつ高度な技術を有する施術師の施術を受けたかったこと、各市町村の面積には差異があるから「隣接する」という通達の文言には解釈の余地があること等を主張するが、当審査会としては、これらの事情は、上記の通達の例外を認める事情ということとはできないものであり、上記判断を左右するものではないと判断する。

3 結 論

以上のとおりであるので、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求は棄却する。

よって、主文のとおり裁決する。